

緑化推進事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市緑化及び緑化啓発を図るため自治区が行う緑化推進事業への助成金交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この助成金は、自治区が行う緑化推進事業に助成することにより、都市緑化及び緑化啓発活動を推進し、緑を通して環境にやさしいまちづくりを図ることを目的とする。

(助成事業者)

第3条 この助成金の交付対象者（以下「助成事業者」という。）は、次の各号に掲げる団体で、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした団体でないこと。

- (1) 市内の自治区
- (2) その他会長が必要と認めた団体

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業は、市内に植栽され次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 特定の個人・企業などの施設の緑化でないもの。
- (2) 市又は他の団体から事業補助金又は負担金等が交付されていないもの。

(助成対象経費及び助成金額等)

第5条 助成金の交付対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表1で定めるとおりとし、毎年度予算の定める範囲において決定する。

- 2 助成金の額の決定に当たって、算出された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び申請期限)

第6条 助成金の交付申請をしようとする助成事業者は、緑化推進事業助成金申請書（様式第1号）を会長まで提出しなければならない。

- 2 申請は1団体年1回限りとし、申請期間は4月1日から翌年の1月31日までとする。ただし、申請期間内であっても予算を超過した場合は申請を受付けないものとする。

(決定通知)

第7条 会長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成事業者に通知しなければならない。

(事業の着手)

第8条 助成事業者は、前条の助成金交付決定通知を受けた後でなければ、その事業に着手してはならない。

(計画変更)

第9条 助成事業者は、助成金の交付通知を受けた後において助成事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに会長に緑化推進事業助成金計画変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、助成金等の決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第10条 会長は前条第2項の規定により当該助成金交付変更を承認したときは、助成金変更決定通知書（様式第4号）により、助成事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い時期までに、緑化推進事業助成金実績報告書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第12条 助成金の支払いは、前条による実績報告書が検査に合格した後、助成事業者の請求に基づき支払うものとする。

2 前項の支払いは、毎月10日までに請求のあったものはその月の25日に、それ以降の請求については翌月の25日に支払うものとする。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日又は土曜日若しくは日曜日でない日を支払日とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

助 成 対 象 経 費	助 成 額
1 樹木植栽にかかる費用 ・ 苗木 ・ 肥料 ・ 支柱等 ・ 苗木等の運搬費	苗木、資材等購入費の90%以内 限度額 1団体 225,000円/年間